

## 第 43 回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成 26 年 4 月 4 日（金）12:57～14:55

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 北村行伸、西郷浩

（専 門 委 員） 永井知美、山本渉

（審議協力者） 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都

（調査実施者） 経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室：間中室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、佐藤国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更について

5 議事録

○廣松部会長 皆様おそろいようですので、ただいまから第 43 回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。私は、本部会の部会長を務める廣松と申します。どうかよろしく願い申し上げます。

今回の部会は、去る 3 月 24 日の第 74 回統計委員会において、総務大臣から諮問されました商業動態統計調査の変更及び商業動態統計調査の指定の変更についての審議を行います。今回、審議に御参画いただく委員及び専門委員につきましては、配布資料の参考 1 として、部会委員等名簿が配布されていると思います。

それでは、最初に、委員、専門委員、審議協力者として参画いただく各府省の順で、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

○北村委員 一橋大学経済研究所の北村です。よろしくお願いいたします。

○西郷委員 早稲田大学の西郷と申します。よろしくお願いいたします。

○永井専門委員 東レ経営研究所産業経済調査部の永井と申します。よろしくお願いいたします。

○山本専門委員 電気通信大学の情報理工学研究科におります山本と申します。よろしくお願いいたします。

○廣松部会長 どうか皆様よろしく願いを申し上げます。続いて、審議協力者の方々に挨拶をお願いしたいと思います。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長補佐 内閣府の葛城と申します。よろしくお願いいたします。

- 藤原財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省の藤原と申します。どうぞよろしくお願ひします。
- 佐々木厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室企画調整係長 厚生労働省の野地の代理で来ました佐々木と申します。よろしくお願ひします。
- 齋藤農林水産省統計部統計企画管理官補佐(統計調整班担当) 農林水産省の齋藤です。よろしくお願ひします。
- 平野経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室室長 経済産業省の平野と申します。よろしくお願ひいたします。
- 平沢国土交通省総合政策局情報政策課長補佐 国土交通省の平沢と申します。よろしくお願ひいたします。
- 吉野日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ企画役 日本銀行の吉野と申します。よろしくお願ひいたします。
- 中川埼玉県総務部統計課長 埼玉県の中川と申します。よろしくお願ひいたします。
- 川村東京都総務局統計部社会統計課長 東京都の川村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 廣松部会長 それでは、続いて、事務局及び調査実施者から御挨拶をお願ひしたいと思います。
- 清水内閣府大臣官房統計委員会担当室政策企画調査官 内閣府統計委員会担当室政策企画調査官の清水です。よろしくお願ひします。
- 山田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 総務省政策統括官室で統計審査官をしております山田です。よろしくお願ひ申し上げます。
- 佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)国際統計企画官 同じく、この4月に国際統計企画官に異動しました佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。
- 宮内総務省政策統括官(統計基準担当)副統計審査官 同じく、政策統括官室で副統計審査官をやらせていただいています宮内です。よろしくお願ひいたします。
- 川原総務省政策統括官(統計基準担当)副統計審査官 同じく、事務局の川原と申します。よろしくお願ひいたします。
- 廣松部会長 続きまして、調査実施者の経済産業省から御挨拶をお願ひいたします。
- 間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 この4月1日で、経済産業省のサービス動態統計室長となりました間中と申します。よろしくお願ひいたします。
- 赤坂経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室参事官補佐 赤坂と申します。よろしくお願ひいたします。
- 松室経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室参事官補佐 同じく松室と申します。よろしくお願ひいたします。
- 川羽田経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室参事官補佐 専門量販

店を担当しております川羽田と申します。よろしくお願いいたします。

○廣松部会長 ありがとうございます。

次に、一言お断りをさせていただきます。本日の部会は、15時までを予定しておりますが、予定時間を若干過ぎる場合もあるかと思えます。なお、既に御予定がある委員におかれましては、御自由に御退席いただければ結構です。

続きまして、部会審議の方法について、皆様の御了解を得ておきたいと思えます。統計調査の実施の根拠法であります統計法では、統計調査の計画の承認の基準が定められており、総務省政策統括官室がその基準に則して事前に審査をした結果を資料3「審査メモ」として示されております。本日は、この審査メモに沿って審議を行いたいと考えております。

それでは、本日の配布資料及び今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）副統計審査官 それでは、事務局から説明いたします。まず、本日の配布資料の確認をいたします。議事次第をおめくりいただきまして、資料1と致しまして、統計委員会への諮問の資料の一式を用意しております。資料2が調査実施者である経済産業省から提出されました今回の商業動態統計調査の変更についての申請書類の一式です。資料3が、今、部会長から御説明がありました審査メモです。資料4が、本日、審査メモに則して経済産業省が用意した資料です。小さなクリップで留めておりまして、説明の本文と後ろに図などの資料を3枚添付しております。参考資料でございますが、参考1と致しまして、本部会の委員、専門委員の一覧を、参考2として、部会の開催日程の予定を入れております。

次に、全体の審議スケジュールにつきまして、参考2を御覧いただければと思えます。今回の商業動態統計調査に係る部会につきましては、計4回を予定しております。本日、第1回目につきましては、まず、諮問の概要を事務局から説明し、調査実施者から調査の目的、概要、変更計画などの説明を致します。その後、事務局から審査メモの内容につきまして、一通り説明した後、審査メモに則した審議をお願いしたいと考えております。

第2回目でございますが、再来週、4月18日を予定しておりまして、審査メモに則した審議の続きに加えて、本日の部会で何らかの宿題が出た場合は、その回答などについて審議をお願いする予定です。

第3回目ですが、来月5月15日、場所は霞が関の経済産業省の別館104号会議室で開催を予定しております。審議の内容ですが、審査メモに則した審議及び前回部会までに出た宿題の回答などを行った上で、5月12日の統計委員会で中間報告を行う予定ですので、もし、何らかの御指摘事項があれば、この部会及び第4回の部会で御議論いただくことになると想定しております。

第4回の部会は、5月23日を予定しておりまして、統計委員会から出す答申（案）の取りまとめを想定しております。なお、部会は計4回を予定しておりますが、万が一終了し

なかった場合は大変恐縮ですが、予備日として設定しております6月4日で5回目の部会を開催する可能性がありますので、御了承願います。

以上の部会審議を経た上で、6月16日に開催予定の統計委員会に答申（案）を諮りまして、答申を頂きたいと考えております。

なお、審査に当たりましては、統計調査の計画の承認の基準として、統計法で示されている3つの観点、1つは基幹統計の作成目的に照らした必要性及び十分性の観点、2つ目が統計技術的な合理性及び妥当性の観点、3つ目が他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性の3つの観点を中心に御審議いただきたいと考えております。何とぞ、よろしく願います。事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。資料の過不足等はありませんか。よろしいでしょうか。

それでは、早速ですが、統計委員会への諮問の概要について、事務局の山田審査官から説明をお願いいたします。

○山田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、説明いたします。

それでは、お手元、資料1を御覧願います。

今回の諮問第65号は、商業動態統計調査の変更と商業動態統計調査の指定の変更という2点があります。事務局からは、調査の概要そして主な変更点、それから審議すべき重点事項の3点について、簡潔に説明いたします。

まず、お手元の資料1の9ページをおめくりください。

1つ目は、本調査の概要です。本調査は、昭和28年から実施されている歴史のある調査です。調査の対象は、日本標準産業分類の卸売業・小売業の事業所及び企業ということになります。調査票は4種類ありまして、甲乙丙が事業所を対象としたもの。丁が企業対象のものということです。報告事項は、事業所調査では、従業者数、月間商品販売額など、企業調査では、都道府県別商品販売額などがあります。調査の手法として、オンライン調査ですけれども、調査形態は幾つかありますが、いずれについても既にオンライン調査を導入済みです。

続きまして、裏面の10ページを御覧ください。

本調査の結果の利活用状況ですけれども、まず、行政施策上の利用では、景気動向指数あるいは月例経済指標等、政府における景気判断の重要な指標の基礎データとして活用されております。また、民間等の利用状況では、金融経済月報等でも活用され、基調判断の基礎資料とされております。

2つ目としまして、今回の調査計画の変更内容です。3ページにお戻りください。3ページ「諮問の概要」と表題を打っているものです。

こちらは小見出しで、「2 変更の概要」というところがあります。今回、大きく分けて2点あります。1点目が調査計画の変更、2点目が指定の変更です。ポイントのみ簡潔に説明いたします。

まず、(1)の調査計画の変更です。大きく①から④まで4項目があります。

まず①は「調査対象の範囲」の変更です。従来の百貨店、スーパー、コンビニエンスストアに加えまして、今回から新たにこれらと同規模の「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」を追加するというものです。

②としまして「報告を求める者」の変更で、3点あります。変更事項の1点目として、本年2月には、平成24年経済センサス-活動調査の結果が公表され、母集団名簿として利用可能となったことを踏まえて変更するというものです。

4ページに変更事項の2点目として、追加業種があります。一定規模以上の企業が対象の規模になりますので、それぞれについて、抽出の基準として売り場面積、店舗数あるいは年間販売額を設定しております。

変更事項の3点目は、先ほど来、説明しておりますとおり、本調査、小売業に関しては、事業所調査と企業調査から構成されておりました。従来、一部業種に対象の重複がありましたけれども、今回の調査ではそれを是正しているところです。

次、③としまして「報告を求める事項」の変更は2点ございます。

1点目は、追加3業種につきまして、都道府県における景気動向を把握するため、商品別と都道府県別の月間商品販売額、都道府県別の月末店舗数などを追加するというものです。

2点目は、先般、閣議決定されました第Ⅱ期基本計画にも言及されているところですが、国民経済計算の四半期別GDP速報における流通在庫の推計精度の向上に資するため、期末商品手持額の商品分類の細分化を図るというものです。

5ページを御覧ください。④での「集計事項」の変更で、3点あります。

1つ飛ばしまして、2点目です。先ほど母集団名簿の変更のお話を致しましたけれども、これに伴いまして、平成19年の標準産業分類の改定により設けられました「無店舗小売業」、こちらにつきまして、今回から表章するというものです。

それから「変更事項3」ですけれども、事業所対象調査と企業対象のもの、重複を排除した結果、業種別の販売額の推計について事業所調査と企業調査の両調査の結果を用いて推計するというものです。

次に、もう一つの諮問の項目(2)の指定の変更です。

1月の統計委員会において答申を頂いた結果、名称変更に関して残っている基幹統計は3統計ということになります。本統計は、そのうちの1つということになりまして、今回、その新しい名称として商業動態統計を、案として考えております。

次に、3つ目の「審議すべき重点事項」について、6ページ目を御覧ください。

今回の諮問に際しまして、重点事項を幅広く明記いたしました。大きく分類しますと、第Ⅱ期の基本計画関連のものを3つ、SNA等への対応に関するものが1つ、そして計画の変更あるいは前回答申の課題を含めた4つを合わせまして、8点掲げました。

それぞれ簡単に申し上げますと、(1)につきましては、基本計画関係で、国民経済計算

と一次統計の連携の問題で、適切な対応がなされているかについて確認いただくものです。

(2) は、調査計画関係で、業種の拡大の必要性等について確認いただくものです。

(3) は、母集団情報の変更に伴う結果精度や時系列比較への影響の確認です。

(4) は、今回の一体的集計について、方法の妥当性あるいは公表時期の更なる早期化の可能性等についての確認です。

(5) は、重要な利用先である景気動向指数あるいは SNA に適正に対応しているか否かの確認です。

(6) は、第Ⅱ期基本計画で経済センサスの新たな枠組みの議論に資する観点から、本調査におけるその位置付けの確認です。

(7) は、第Ⅱ期基本計画でも記載されているオンライン調査の更なる推進の検討ということです。

そして、以上の7点の事項と重複するところがあり、今回の計画案ではほぼ対応済みとはなっているところですが、(8) としまして、前回答申の課題などについて、確認的に明記したところです。

事務局の説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

続きまして、今回の商業動態統計調査について、その目的、概要、変更計画等について、経済産業省調査統計グループサービス動態統計室の間中室長から説明をお願いします。

なお、後ほど具体的な変更内容については、議論いたしますので、簡潔にお願いできればと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、商業動態統計調査の全体の目的、概要等について、資料1の9ページ以降を御覧願います。

この資料に基づき、簡潔に説明いたします。

まず、商業動態統計調査の調査の目的ですけれども、冒頭に書いておりますように、商業動態統計調査自体は、全国の商業事業所、いわゆる卸売、小売事業所若しくはその企業の事業活動の動向を明らかにするというのをその目的としております。

さらには、その構造統計である母集団である商業統計、この中間年の月々の動向を明らかにするといったことも副次的な目的としております。

このため、商業動態統計調査自体は、商業統計を母集団とするいわゆる標本調査としており、対象数は約1万8,300で実際の調査、要は動向を明らかにするような形での調査、集計を行っております。

2点目としまして、「調査の概要」ですけれども、調査の範囲としては、資料のとおり、日本標準産業分類、JSICのIの部分で、卸売業・小売業のうち、代理商と仲立を除いた形での全国の事業所及び企業を対象としております。

調査の対象ですけれども、卸売業、小売業別並びにコンビニエンスストアを業種別に調査票を分けた形で、それぞれの業種を代表性を持つような形にしておりまして、卸売業に

つきましては、調査票の甲と乙を使いまして代表させております。

調査票の甲は大規模卸売事業所ということで、業種によって若干規模が異なりますけれども、各種商品卸売業、いわゆる総合商社等が従業者 100 人以上ですが、それ以外の業種につきましては、従業者 200 人以上を対象事業所としております。

全体で甲調査は、約 700 事業所を対象に行っております。それ以外、小売業につきましては、調査票の丙を用いまして、それと調査票の乙、これを兼ね合わせて小売業を調査しております。

調査票丙につきましては、いわゆる大型小売店、いわゆる百貨店とか大型スーパーを対象にしているということで、対象事業所は約 5,000 事業所あります。

全体で、調査票乙につきましては、卸、小売とも両方併用しておりますけれども、対象数が約 1 万 2,600 という構成になっております。

コンビニエンスストア、いわゆる業態別の統計として、こちらは調査票の丁を使っております。こちらは 500 店舗以上のコンビニエンスストアを有する全ての企業を対象としております。全体では、12 企業を対象としております。

それぞれの報告事項、調査票の中身は、調査票甲につきましては、従業者数、月間商品販売額、そして 3 か月に一度の期末商品手持額を調査しております。

調査票乙につきましては、簡単な調査票で月間商品販売額と従業者数のみの 2 項目となっております。

調査票丙は大型小売店、百貨店等の調査票ですけれども、売場面積、営業日数、さらには商品券販売額、手持額といった項目を調査しております。

コンビニエンスストアの調査票丁は、月間商品販売額、サービス売上高、店舗数等を調査するものです

調査系統につきましては記述のとおりで、オンラインは全て適用しております。

この集計結果の公表は、速報につきましては、翌月の下旬に公表、確報値は翌々月の中旬という形で毎月公表しております。

次のページの結果の利用につきましては、先ほどの政策統括官室からの説明と重複しますが、「行政施策上の利用」ということで、特に DI の一致系列の基礎データ（2 系列/11 系列中）を採用していることや、GDP 四半期別統計、いわゆる QE 等の関連の流通在庫等の推計等にも利用されております。さらには、我が省の第 3 次産業活動指数、いわゆる全体の 3 次産業を捉える中で、卸、小売等の各業種別のデータソースになっています。さらには、毎月の月例経済報告並びに地域経済動向といった基調判断のための基礎資料としても利用されております。さらには、金融機関等では、日銀が各地方でも行われている「さくらレポート」などの基礎データとして利用されております。

次のページで、今回の主な変更、見直しのポイントです。

1 つ目は「調査対象の範囲」ということで、これまで専門量販店販売統計調査という一般統計調査として 26 年の 1 月から家電、ドラッグストア、ホームセンターを立ち上げて調

査を開始し、2月分の調査が、今、終了している状況です。

これまで商業動態統計調査の中では、コンビニエンスストアのみ企業調査として公表しておりましたが、平成27年の7月以降は企業調査として新しく立ち上げました「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」を対象とした専門量販店販売統計調査自体を商業動態統計調査の中に組み込んだ形で設計を行うというところが大きなポイントです。

2つ目としまして「報告を求める者」ということで、母集団名簿の情報を、これまでは商業統計調査を使っておりましたが、これは平成19年の商業統計調査で、それ以降は商業統計調査自体は、21年調査を中止しまして、24年の経済センサスで代替して調査をするということになっております。その結果が現状出たところということで、母集団情報自体を24年の経済センサス-活動調査に変更するというところがまず1点目のポイントです。

2点目としまして、本調査に専門量販店販売統計調査、一般統計として立ち上げました26年1月からの調査自体を調査対象業種を追加するというを新たに考えておりますので、企業自体が増加するということとなります。

3点目としまして、企業調査の調査対象となった企業の傘下の小売事業所があります。事業所調査の抽出の対象からこれを外すことが今回のポイントです。あわせて、業種別販売額等の集計方法自体を従来の事業所調査の結果のみで推計する方法から、加えて、企業調査の部分についても反映させるような推計方法に変更するということが大きな3つ目のポイントです。

続きまして「報告を求める事項」としまして、変更事項ですが、1点目が商業動態統計調査に専門量販店販売統計調査を調査対象業種として追加するということです。

2点目としまして、SNA 精度向上に係る対応のための部分で、丙調査、いわゆる大型小売店、百貨店とか大型スーパーの調査票自体の商品別の販売額、手持額の部分、こちらを細分化するような形で、4項目から10項目に拡大させるということが2点目のポイントです。

3点目としまして、丁調査（コンビニエンスストア）の地域別売上高の把握を行うために、他の企業調査と同様、いわゆるこちらドラッグストアなり、大型ホームセンター、こういった企業調査と同じような形で、コンビニエンスストアを地域別に更に細分化してとりたいということです。

今までは地方経済産業局単位で捉えていたのですが、これを都道府県単位に更に細分化させるということで、ただし、そういったメリットの部分があるのですが、既存店の今までの商品販売額も公表していたのですが、こちらは業界等のデータに代替させるということで、ここは削除する形にしております。

そして次に「4 集計事項」ですけれども、書いてあるとおり、変更点に基づいて公表する部分というのを変更することで、特に④の部分、無店舗小売業というものも新しくJSICの中に出てきておりますので、これに合わせた形で新設を行う予定です。

大きな2点目です。基幹統計の指定の変更ということで、これまで基幹統計の名称自体は、商業動態統計調査となっております。これを他の基幹統計の変更と同様に、今回の御審議の部分の中で、商業動態統計に変更するのが大きなポイントです。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、次に、ただいまの調査実施者から御説明がありました変更等の計画に関しまして、総務省において、事前審査を行った結果について、資料3の審査メモに基づき、事務局の山田審査官から説明をお願いいたします。

○山田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、審査メモについて説明いたします。

資料3を御覧ください。分量がございますので、極力簡潔に説明いたします。

まず、1つ目の見出し、商業動態統計調査の計画の変更のところでは、

先ほど、諮問の概要のところの説明いたしましたとおり、今回の計画におきましては、「調査対象の変更」「報告を求める者」「報告を求める事項」「集計事項」の変更を計画しております。

まず「調査対象の範囲」の関係です。こちらにつきまして、先ほど来、説明がありまして、丁調査におきまして、新たに家電大型専門店等を調査対象に追加することが計画されております。

論点と致しまして、3点掲げました。例えば、aと致しまして、こちらの3業種を追加する理由は何か。あるいはcですけれども、今回、追加して把握するメリットは何かなどとしているところです。

次に「②報告を求める者」のところでは、こちらにつきましては、アイウ3点について、変更が計画されております。順次、説明いたします。

まず「ア 変更事項1」、母集団名簿に係る点です。こちらにつきまして、直近の全ての企業・事業所を対象とした経済センサス-活動調査の情報に変更するというものでありまして、事務局としては適当と考えているところです。こちらにつきまして、今回の母集団情報の変更による本調査への影響について、どのように評価しているかを論点として挙げました。

続きまして「イ 変更事項2」、企業の選定の基準のところでは、こちらにつきまして、報告を求める者となる企業の選定基準が適当かどうかなどについて、検討が必要と考えているところで、論点として4点掲げたところです。

例えば、aと致しまして「家電大型専門店等」について、企業を対象に調査を実施する理由は何か。bとしまして、選定の基準はどのようになっているかなどとしているところです。

次にウ、変更事項の3点目です。こちら、調査の対象となる事業所について乙、丙の調査の方では除外するということが計画されているところです。こちらにつきまして、報告を求める者の選定方法の見直しにより、データが二重に把握される状況が解消されるとい

うことで、報告者負担の観点から事務局としては適当と考えているところですが、こちらについて、論点を2点掲げました。

a としまして、乙、丙において、どの程度、報告を求める者の数が削減されるのか。丁において報告を求める者となった企業の傘下の事業所数はどのぐらいあるのかというものの2点です。

3 ページの「③ 報告を求める事項」です。こちらについて、ア及びイの2点が変更されております。順次説明いたします。

まず、アの変更事項の1点目、報告事項の追加ですとか、都道府県単位で集めること、それから、既存店の項目を削除するということが計画されているところですがけれども、こちらにつきまして、今回の報告を求める事項の追加、変更について、報告者負担あるいは行政ニーズ等の観点から適当かどうかについて、検討する必要があると考えているところ

です。  
論点としましては、5点掲げております。例えば、a としまして「家電大型専門店」等について、報告を求める事項として「商品別月間商品販売額」などを把握する理由はそれぞれ何か。c としまして「コンビニエンスストア」に対する調査において、商品販売額等を地方経済産業局別から都道府県別に変更する理由は何か。e としまして「コンビニエンスストア」において、既存店における商品販売額等の項目を削るということとされていますけれども、その理由は何か。また、当該項目を使用しているユーザーへの影響との対応について何か検討しているのかとさせていただいております。

続きまして、イの変更事項の2点目です。

期末商品手持額の品目の細分化が計画されているところですが、こちらにつきましては、国民経済計算の四半期 GDP 速報のうち、流通在庫の推計において、より詳細な品目別のデータを提供することにより、精度向上に資すると考えられることから、事務局としては適当と考えております。

4 ページの論点については、2点掲げました。a としまして、報告を求める者にとって、今回の細分化した品目での商品手持額の回答が可能かどうか検討しているか。報告者負担の面から見て問題はないか。b としまして、国民経済計算四半期別 GDP 速報のうち、流通在庫の推計精度の向上の観点から、今回の変更内容は適当かということの2点です。

続きまして、④の「集計事項」です。こちらにつきましては、アからウまでの3点に変更されております。順次説明します。

まず、アの変更事項の1つ目、各種、今回、いろいろ見直し関連の事項がありますが、これにつきまして、例えば調査対象業種の追加があり、計画変更と整合的な形で、今回、見直しが行われております。事務局としては内容については適当と考えているところですが、論点を2点掲げました。一つは集計事項がどのように変更されるのか。二つ目は、b としまして、商品別と都道府県別とのクロス集計といった対応をとることは可能かの2点です。

続きまして、イの変更事項の2点目で、表章項目に「無店舗小売業」を追加するという点です。こちらにつきましては、日本標準産業分類の平成19年改定において「無店舗小売業」が新設されたことを踏まえたものということで、事務局としては適当と考えているところではあります。

こちらの論点としまして、3点掲げました。aとしまして「無店舗小売業」の事業所の抽出はどのように行うのか。bとしまして、今回の追加に伴いまして、集計表がどのように変更になるのか。cとしまして、従来の業種別の表章結果との間で結果に大きな差異が生じる可能性はあるかということで、3点挙げました。

続きまして、ウの変更事項、3点目です。事業所と企業の統合集計の関係です。

こちらにつきましては、5ページになりますけれども、事業所調査と企業調査における報告を求める者の重複を排除することによりまして、事業所調査における報告を求める者の数が減少するということに対応したもので、時系列比較等の観点から問題がないかどうか、検討する必要があると考えているところです。

こちらについて、3点の論点を掲げました。aとしまして、業種別販売額等について、新たな推計方法はどのようになっているか。bとしまして、この新たな推計方法の導入によりまして、時系列比較の面でどの程度の影響が生じるか検討しているか、検討した結果、影響が大きい場合、何らかの対応をとることを想定しているかなどでございます。

続きまして、⑤の「公的統計の整備に関する基本的な計画」への対応についてです。

こちらについて、今回の基本計画におきましては、本調査についても、直接の記述はないところですが、国民経済計算と一次統計等の連携強化の中で「流通在庫などの在庫推計のための基礎統計の整備」について指摘があるということで、その点に検討する必要があるとされているところです。

こちらの論点としましては、2点掲げました。国民経済計算において、本調査の結果はどのように利用されているのかというのが1点。それから、今回の変更内容について、公的統計の基本的な計画における指摘事項と整合的な見直しとなっているのかということの2点です。

続きまして「⑥ 集計・公表方法について」です。

こちらにつきましては、論点として2点掲げました。aとしまして、本調査の実査の開始から確報公表までの各業務のスケジュールはどのようになっているか。bとしまして、集計方法の見直しやオンライン調査の促進により、公表時期の更なる早期化を図る余地はないかという2点です。

⑦の「景気動向指数やSNA等への対応について」につきましては、論点として2点掲げました。aとしまして、今回の変更内容について、景気動向指数や四半期別GDP速報等の利活用から見て問題ないか。bとしまして、商品や調査項目の詳細化等、更なる見直しについて、本調査のユーザーから要望はないかの2点です。

⑧の「卸売・小売業を対象とした統計調査の体系的な整備について」につきましては、本

調査と構造調査であります商業統計調査あるいは経済センサス-活動調査との役割分担等がどのように整理されているのか、検討する必要があるという論点について、2点掲げました。aとしまして、本調査と商業統計調査、経済センサス-活動調査との関係はどのようになっているか。bとしまして、卸売・小売業の実態の把握の観点から見て、本調査で更なる把握が必要なものはないかの2点です。

9番目の「オンライン調査への対応について」についてです。こちらにつきまして、先ほど、説明の際にもありましたけれども、基本計画の中でも、オンラインの利用の向上ということが掲げられているところでして、本調査における取組内容について確認するため、4点の論点を掲げました。aとしまして、本調査におけるオンラインの調査の仕組みはどのようになっているのか。cとしまして、本調査における調査票の回収全体に占めるオンラインによる回収の割合の推移はどのようになっているか。dとしまして、対象事業所に対するオンライン調査のPR等、報告を求める者がオンライン調査に移行することについて、どのように奨励しているのかということです。

続きまして、7ページの⑩の「本調査の課題への対応について」です。本調査につきましては、前身の統計審議会での答申で掲げられた課題が5点、それから本調査の前回承認時に付けられました課題として3点掲げられております。こちらに関しまして、2点ほど論点を掲げました。aとしまして、上記課題について、今回の変更申請までの検討の経緯はどのようになっているか。bとしまして、上記課題について、現時点で対応が困難な事項はあるか、ある場合、その理由は何かの2点です。

ここまでが調査計画の変更に係る事項でございます。

続きまして、もう一点の論点、指定の変更（名称の変更）関係の諮問事項に関する論点です。

こちらにつきましては、商業統計調査につきましては、現在、基幹統計調査の名称であると同時に、基幹統計の名称でもありますけれども、新統計法では、統計とそれを作成する手段である統計調査とを概念上区分しており、基幹統計の名称を基幹統計調査の名称と同一にしておくことは適当ではないと考えます。

この点を踏まえまして、基幹統計調査ある商業動態統計調査の結果によって作成される基幹統計の名称を適切なものに変更するというものが今回の諮問内容ですけれども、こちらに関しまして、基幹統計調査の結果である基幹統計の名称について、紛れが生じないように、適切な名称とすべきでありまして、既存の基幹統計の名称との関係、あるいは報告者、利用者への分かりやすさを踏まえ、検討する必要があると考えております。

なお、例示として挙げられております「商業動態統計」のほか、考え方としては「商業販売統計」とする案も考えられます。検討に際しまして、8ページのところに、それぞれのメリット、デメリットについて表で整理をしておりますので、御審議の際に御活用願います。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。今まで調査実施者から、この商業動態統計調査の目的、概要、変更計画、さらに総務省政策統括官室から、事前審査の結果を審査メモとしてまとめた部分に関して説明を頂きました。

今までのところで御質問はございますか。特によろしいですか。

それでは、資料3の審査メモに記載された論点に沿って、御審議を進めていきたいと思えます。

かなりの数の論点があります。限られた時間で効率的に御議論いただくため、審査メモ記載の順番に沿って、変更事項ごとにまとめて御議論をいただきたいと思えます。

では、個別の変更内容について審議を行います。

初めに、資料3、審査メモの1ページの「1 商業動態統計調査（基幹統計調査）の変更」の「①調査対象の範囲」、丁調査において「家電大型専門店」等3業種を追加することについての議論、審議をお願いしたいと思えます。

まず、調査実施者からこの点に関しまして説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、説明いたします。説明に当たりまして、資料につきましては、資料4「経済産業省 説明資料」とそれに加えまして、別紙1～3を添付しております。

まずは資料と別紙の両方を御覧頂きながら、説明したいと思えます。

まず、対象範囲のaとして論点の部分、調査対象範囲について、丁調査において、新たに「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」を調査対象業種に追加する理由は何かということです。

資料4の1ページのところにありますとおり、まず商業動態統計調査は、現在、自動車小売業とか燃料小売業といった調査のものに着目した形での業種別統計のほか、売り方に着目した形での業態別統計、毎月であればその百貨店、スーパー、コンビニといった形での3業態について、公表しております。

こちらでは全体で業態別という統計をあえて用いておりますが、基本の諮問の資料については、3業種というような形でうたわれています。ここで区別をするために3業態という形で説明いたします。

こういった3業態、百貨店、スーパー、コンビニという部分の3業態について公表しておりますが、スーパー自体はある意味増加傾向にあるという中で、百貨店の販売額というものは、全体的に過去から比べまして、減退傾向にあるという状況です。そういった中で、特に家電大型専門店なり、ドラッグストア、ホームセンターといった販売動向を的確に捉えるためには、我が国の消費動向をいわゆる多角的に把握、分析するためにやはり必要ということで、こういった3業態の部分につきまして、一般統計として新しく調査をさせていただくような形にしております。この新たな3業態の部分につきましては、今後、平成27年の7月以降のサンプリングの中では、商業動態統計調査のいわゆる基幹統計調査ですけども、こちらの方に組入れを前提として、試験調査の意味合いも含めて、一般統計と

して新規に立ち上げさせていただいたという次第です。現状、2月分まで調査を行っております。そして、この調査の開始に際しまして、従前は中国経済産業局でも同様な調査を行っているということと、同じ経済産業省の省内の商務情報政策局においても、同様な調査をしていたといった、似たような調査が並行的に行われていたということで、これを機に、この2調査、中国局と省内の商情局の調査、これを発展的に吸収して、商業動態統計調査の部分の中に繰り入れて一本化させていただくという形で、この3業態の統計を立ち上げさせていただいたという次第です。

また、日本標準産業分類の第12回改定するとき、これは平成19年の部分ですけれども、ここで初めて「ドラッグストア」なり「ホームセンター」「無店舗小売業」といった新たな業種分類というものが新設されました。

その結果自体は、実は、ここの現状の商業動態統計調査の母集団となる商業統計調査、こちらの方には、この分類自体が実は反映させていなかったということで、新たにこの産業分類が適用となりましたのは、昨年11月、平成24年の経済センサス-活動調査の部分に初めて適用されて、公表されているということです。それは事業所数等の部分でしか公表していないということで、無店舗小売業での売上高というのは、ここで初めて政府統計として公表されたということで、経済センサス-活動調査で初めてドラッグストア、ホームセンター、無店舗小売業というものが新たな分類として調査をされたということになります。

ということで、最終的には、売上げが近年、市場規模が拡大傾向にあるものや、業種を把握する上で、その対象範囲の定義が明確化されているものについて、つまり、ドラッグストア、ホームセンター、そして無店舗小売業、大型専門店、この部分について、対象業種に追加することといたしております。

2点目の行政上、この3つの業態の部分については、どのようなニーズがあるかということでございますけれども、2ポツを御覧いただきますと、3点大きな理由があります。

1つは、将来的にこの一定程度のデータが蓄積された後には、四半期別のGDP速報、いわゆるQEの推計の有力な基礎資料、特に、現在も流通在庫の推計等に用いられていただいておりますけれども、ここに非常に有効な基礎資料として追加されることが期待されるということが1点目でございます。2点目としましては、先ほどの概要の中でも説明しましたが、月例経済報告とか地域経済動向、こちらの部分のいわゆる全国なり地域別にデータ自体を使っていただいて、基調判断のための基礎資料として有力な形になるのではないかとということです。更には、地域経済報告、いわゆるさくらレポートとか、そういったところも、やはり全国地域別の基調判断のための基礎資料として、有力ではないかとということで、追加をしております。

cとしまして、この従来の「百貨店」「スーパー」「コンビニエンスストア」に加えて、さらに3業種自体を追加して把握するメリットは何かということで、こちらは従来の小売業自体は「業種」の枠組みでは捉えられない新たな小売業の存在が多く見られる傾向にあ

りまして、こちらの小売業自体は、従来の業種を横断的に展開する複合型の事業所という部分が特徴を持っていると思われまます。

こういった業種横断的な「複合型」タイプの実態を捉えるために、商業統計調査、いわゆる構造統計調査においても、実は業態別の統計というものを作成しております。

それ以外に、現状としては、消費動向につきまして、自動車小売業などの業種別と「百貨店」「スーパー」「コンビニエンスストア」をベースにした分を把握してきておりましたけれども、今後、新たな3業種を追加することによって、多角的に把握することができるということと、よりやはり多角的な分析もできる。さらには地域別にも調査が行われるということで、基本的には都道府県別の消費動向の把握を通じて、地域経済分析を行う上での重要な基礎資料等を使っていただけではないかというようなことから、今回、この3業態を追加させていただいたということです。

簡単ですが、以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。今回、「家電大型専門店」「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種に追加することに関して、3つの論点。まずその理由は何か、2つ目の論点として、行政上どのようなニーズがあるか、論点の3番目として、この3業種を加えるメリットは何かという点に関しまして、調査実施者の方から説明を頂きました。

委員の方々、御意見をいただければと思います。

○北村委員 今、説明いただいたことで大体は理解できたのですがけれども、今の説明の中では、売上げの規模といいますか、シェアがどれぐらいとか、そういう数字が余り出てこなかったのですがけれども、予備的な調査も含めて、幾つか実施していると思うので、一体どれぐらいの売上げのシェアがあって、入れた方がいいと判断に至ったかなどの、もう少し具体的な統計について教えていただければと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 まず、現状としまして、全体の百貨店、スーパー、コンビニエンスストアというものが現状把握されておりますけれども、こちらが全体で小売業で11.7兆円あります。これは1月分の確報データで使った数字ですがけれども、このうち、百貨店とスーパー、コンビニエンスストア、更に家電大型専門店、ドラッグストア、ホームセンターの3業種を追加しまして、全体では11.7兆円のうち、そのうち30.2%がこの百貨店、スーパー、コンビニエンスストアを家電大型専門店とドラッグストア、ホームセンターのシェアが30.2%という状況です。

○北村委員 ドラッグストア、ホームセンター、家電大型専門店の更に細かく見たシェアは分からないのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 まず、百貨店が小売業全体で11.7兆円のうち6,000億円です。スーパーが1兆1,000億円、コンビニエンスストアが約8,000億円、家電大型専門店が約4,000億円、ドラッグストアが3,700億円、ホームセンターが2,500億円といったことで、百貨店からホームセンターまでの数値が小売

業全体、11.7兆円のうちの30.2%を占めるという状況です。

○北村委員 今、おっしゃっていただいたシェアが上がってきて、何%ぐらいになったらそろそろこういう調査項目に細分化して含めた方がいいとか、何かそういう目安みたいなものをお持ちなのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 これといったここから以上の売上げになるという部分については、残念ながら持ち合わせていないという部分があるのですけれども、現状の部分として、実際の先ほどのドラッグストアなり、ホームセンターの売上げというのは、別紙の2の部分を御覧いただきますと、全体の売上げが書いております。

過去からの推移については、このうち、一番上の「機械器具小売業」ですけれども、こちらは家電大型専門店が含まれるのは、商業動態統計調査の部分の業種別の動きになっております。

全体では、平成14年あたりでは、7兆7,500億円の部分から現状、平成22年では、9兆円ぐらいの成長をしているという中で、これまでの部分としてはエコポイントの経済効果なり、液晶テレビの価格の低下といったような部分も後押しされて、だんだんと市場規模自体が膨らんでおります。

23年、24年以降は、地デジ化の関係の部分もありまして、下がっている状況ですが、一定程度過去から規模を拡大させているといったことと、ドラッグストアにつきましては、平成12年あたりは2兆6,600億円ぐらいでしたけれども、24年の部分では、6兆円程度まで拡大してきております。

ホームセンター自体も、こちらが元年あたりが1.8兆円だったものが、平成24年度は4兆円程度、約2倍に拡大しているといった中で、業態別に捉えられる部分、並びに日本標準産業分類の中で、初めて業種として採用された場合でないと、実態として調査が得られませんので、それを踏まえて、ベンチマークとして商業動態統計調査自体は、業種分類なり、業態別分類自体を拡充させていただいているという現状です。

○廣松部会長 よろしいでしょうか。

○永井専門委員 御説明ありがとうございました。商業動態統計調査というのは、景気の動向を見る上でも、小売業界の動向を見る上でも、非常に注視している調査ですので、このたび、新しい3業態、家電量販店とドラッグストア、ホームセンターが入ったことは非常に歓迎すべきことだと思っております。

なぜならば、最近、小売業で、釈迦に説法ではありますが、スーパーか百貨店で買うのではなく、家電とか家具などは、こういった専門店で買う傾向が鮮明になっておりますので、こういったものを個別に見られるというのは、ユーザーとしては大変有用なデータであると考えております。

一方で、これは少し無理なお願いなのかもしれませんが、最近、ネット販売というものも非常に増えておりまして、今回の変更では無理かもしれませんが、今後の変更で、そう

いったネット販売の大手の小売業者ですとか、あるいはアパレルの SPA、製造小売業も加えていただくと、一段と有用性が高まるのではないのでしょうか。

○廣松部会長 ありがとうございます。今の御意見は今後の対応を要する点として伺いたいと思います。

先ほどの北村委員の御質問の中にありました。確かに、今は数値的なものを設けているわけではなくて、特に商業関係で、経済センサス-活動調査の中で、この3業種に関しては、もう既にデータがとられているということから、商業動態統計調査としても、やはり、その必要性が高まった、それが今回追加された根拠ではないかとは考えております。

○北村委員 センサスで産業分類に加えたということは、それなりのシェアが出てきたからということでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 はい。

○廣松部会長 平成19年の日本標準産業分類の改定の際に、それを考慮した上で新しく新設されたものだと考えております。

○山本専門委員 先ほどの北村先生の御議論にも関係するのですが、今回、出されるのは、経済センサスで把握できた業態のうち、トップ3は間違いのないのですか。それとも、ほかにはあるのですが、把握できなさそうな業態みたいなものがあるかどうかだけお伺いできればと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 現状の部分の中で、24年度の経済センサス-活動調査の業態別の一応統計を見ますと、百貨店と総合スーパー、専門スーパーといった形で、小売業を業態別に切った場合のそれぞれの年間販売額の構成比でございますけれども、やはり、その中で、特に専門スーパー、専門スーパーの中でも、食料品スーパーですか、こういったところがウエートが一番、構成比が高いわけです。専門スーパーで大体、小売業の合計を100としますと、大体構成比自体で15.2%ぐらいあるのですけれども、それ以外としては、住関連スーパーというのは、4.7%ありまして、この住関連の中にホームセンターが入っております、4.7%のうちホームセンターが約2.8%ぐらいということと、あとはコンビニエンスストアが5.0%ぐらい、ドラッグストアが大体3.4%ぐらいのシェアということです。あと、一番大きい部分は、家電大型専門店というのは4.8%ということで、こういった中で、特に捉えられていないというものが食料品スーパーの部分が15.2%あります。こういった部分以外のところは、あと無店舗販売も、これが5.1%ということで捉えられております。今後捉えるということで、それ以外の部分については、実際に業態別の分類自体が、JSICの中にはない部分がございますので、捉える限りの部分については、全て今回、業態別にとるという状況です。

○山本専門委員 ありがとうございます。

○廣松部会長 ほかによろしいでしょうか。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）国際統計企画官 事務局から1点ちょっと確認させていただきます。

話題が少し違うのですけれども、頂いた資料の3ページに行政上、どのようなニーズがあるかというところについて、1、2点確認したいと思います。

今般、追加しましたものにつきまして、以下の①から③のことは期待されるということ、1つは将来的に一定程度のデータが蓄積された後、QEへの活用が期待されます。

ある意味では、月例経済報告等内閣府が作るその基礎資料として利用が期待されます。

3つ目が経済動向分析ということで、日本銀行が作られる資料の基礎データとして活用が期待されるということですが、そこで教えてほしいのは、この専門量販店販売統計調査は一般統計調査として、ことしの1月から試験調査的に行っているということですが、どの程度、データが蓄積されたら、例えばQEに活用される見込みなのかとか、1つ考えられるのが、前年同月比が大体比較できる1年というか、13か月ぐらい蓄積されれば、活用される見込みがあるのか、あるいはその二時点間といいますか、2つの時点である程度のデータの安定性といいますか、継続性を見る上で、2年なり、3年なり、データが蓄積されないと、QEあるいは月例経済報告とか、経済動向分析とかに活用されないのか、現行の百貨店、スーパー、コンビニエンスストアと同様ということですので、その辺の①から③への採用される見込みについて、もし調査実施者である経済産業省あるいは実際にこれを作成している内閣府、あるいは日本銀行の方で、もし分かれば、見込みの時期等々も含めて教えていただけないでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 まず1点、現状の部分では、実額を調査しておりますので、やはりその比率が出る前年同月比等が計算できるやはり2年ぐらいは最低でも必要ということで、現状では全体のそれぞれ調査票ごとに内訳の部分をとっておりますけれども、現状では、その構成比等でしか活用できていない。その項目の部分は、やはり前年比を取れるやはり少なくとも1年から2年は必要だと考えております。

それと、現状で行えるのは、実額の前年比がとれる部分で、例えば、季節調整を行う部分で、いわゆる季節調整後の生ずる前月比等が弾けるというのは、最低でもやはり7年から8年、いわゆる現状での季節調整後のスペックの中での7年から8年が必要最低限の原データの期間となっておりますので、季節調整を行うような部分ならば、最低でも7年から8年は必要だと考えております。

今後の部分としては、ある程度データが蓄積された段階で、3年から5年ぐらいのところ一旦検証したいと考えております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

内閣府あるいは日銀の方で何か今の質疑に関しまして、コメントはありますか。

○葛城内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部国民生産課長補佐 今、室長の方から御説明いただいたとおり、ある一定の期間のデータをもってまずは検証ということになるかと思えます。

その後、具体的にどのタイミングでQEに反映するかというのが次のステップかと思つて

おります。

御案内のように、SNAの方は、5年に一度、基準改定ということで行っておりますので、通常であれば、基準改定ごとに1つ大きな見直しというものをしておりますので、それが一般的かと認識しておりますが、具体的にこの統計の反映がどこの基準改定のタイミングかというのは、ちょっと今のところは即答は致しかねますが、いずれにしても、しかるべきタイミングで検討し、その後、導入のタイミングというものを見ていきたいと思っております。

○吉野日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ企画役 日本銀行の方では、さくらレポートのほかにも、各支店でも、各地域が分析をしております。こうしたデータは、都道府県ごとには今までなかったわけですから、非常に有用性が高いものだと期待しております。

ただ、ではいつから使うのかということについて、これはなかなか確たることは言えないところだと思いますが、先ほど実施者から御説明がありました『2年ぐらいいないて使いくいのではないか』ということについては、私どもも同じような印象を持っております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

統計利用者としての立場からの御発言だと思いますが、日銀の方からも御指摘があったとおり、多分、一般的なニーズや興味の大変高い数値になるかと思いますが、その場合に、やはり公表の仕方について、十分注意をして公表しないと、ミスリーディングになる、そのようなことが起きるとかえって困ると思いますので、その辺は十分留意した上で、公表についても考えていただければと思います。

さて、その最初の調査対象の範囲のところ、丁調査に3業種を加えるということに関して、ほかに何か御意見等はありませんか。

全体の議論の中で、ある程度数値的な根拠も示していただいた上で、その行政ニーズに関しても、少し期間が必要かもしれないけれども、大変重要な基礎データになるであろうという評価をいただいたように思います。

ただ、永井専門委員の方から御指摘があるネット販売の件に関しては、これは少しまた別の論点も入ってくるかと思いますが、あるいはその点に関しては、全体の答申を取りまとめるときに、どうそれを扱うか、後ほど皆さんの御意見伺う機会を設けたいと思います。

ということで、この①の「調査対象の範囲」の件に関しましては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、この3業種を調査対象に加えるということに関しては、御承認いただいたと思います。

では、続きまして「②報告を求める者」の変更事項1から3までありますが、これに関しては、ではやはり順番に審議した方がいいでしょうか。

まず、変更事項1「報告を求める者」について、本調査の母集団情報を平成19年商業統計調査結果から、平成24年経済センサス-活動調査結果に変更するという点に関しまして、調査実施者から説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、説明いたします。

まず、今回の母集団情報の変更による本調査への影響について、どのように評価しているのかについてですが、これまでの卸・小売業に関する構造統計自体というのは、当省で調査しております商業統計調査、これは5年に2回調査しております。

実際には、詳細調査と簡易調査という形で行われておりましたが、平成19年詳細調査をもって、それ以降、21年につきましては、簡易調査自体、これは中止をされて、24年の経済センサス-活動調査に変わるという形で、現状ではその商業統計調査は、平成19年で終了しているという状況です。

商業統計調査自体の実施の枠組み自体は、経済センサスの枠組みというところで経済センサスが行われた2年後に実施されるという形で各省庁整理しております。

こういった中で、商業動態統計調査自体は、商業統計調査はこれまで母集団として標本調査をしてきております。

現状では、平成19年の商業統計調査を用いた形での標本設計で、5年間、平成27年の6月分の5年間分、標本設計しております。

これまでの商業統計調査の結果から、標本抽出を行ってきましたけれども、今回、経済センサス自体にこれは変わっておりますので、今後の部分としては、やはり最新の母集団情報に変える必要があるということから、これまで商業統計調査を母集団としてきた商業動態統計調査の母集団情報自体を、今回、経済センサス-活動調査の結果に切り替えるということで、変えております。

ただ、経済センサスの結果なのですけれども、実は同じ産業編の中でも、第1表と第2表以降の部分で、数値が違います。第1表というのは、産業横断的な形で行う結果表ですけれども、第2表の部分については、第1表の141万事業所に対して、第2表というのは、105万事業所ということで、約36万事業所の差が結果として出ております。この要因は、下に書いておりますように、管理、補助的な経済活動のみを行う事業所ではないということと、事業所別売上金額の商業に金額があり、かつ産業細分類の格付けに必要な事項の数値が得られた事業所であることだけを集計するという形で第2表以降の部分についてはできておりますので、その関係で、105万といった第2表以降の数値というものを、今回、母集団情報としたいと思っております。

6ポツに標本設計を行う場合には、それぞれの「商品販売額」と産業の4けた、この情報が必要となることから、この情報を持っている第2表以降の数値を用いた形のものを母集団情報としたいと考えております。

また、さらには、6ページになりますけれども、別途行っております経済センサスの企

業構造情報、これがありますけれども、新たに実施しました「本社一括調査」によって、従来の事業所を企業名寄せしていた名簿情報ではなくて、今回、正確な企業・事業所の関係が把握されていることから、実際にはこの結果の部分も使って、対象選定作業が効率化ということも図られるということから、最終的には従来の商業統計調査ではなくて、今回、新しい結果としての経済センサス-活動調査の結果を母集団情報としたいとしております。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この点に関しまして、御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

母集団情報として最新の情報と使うという、基本的な考え方はそのとおりだと思います。

ここでは経済センサスの方の特徴としてちょっと悩ましい点が5ポツに書いてありますが、2通りの数値が出ているということです。そのうち、今回、母集団情報として使うのは、イの部分の情報のみということでございますが、この点に関して、何か御意見いただければと思います。

○西郷委員 今、廣松部会長がおっしゃったように、新しい名簿の情報が得られたので、それに切り替えるということ自体は全くそのとおりであると思うわけですが、その一方で、部会長が御指摘なさったように、今回、その経済センサスというものが初めて行われて、今までの商業統計調査とは違った形の名簿を初めて使うということになりますので、まだそんな量的な評価というものはできないかとは思いますが、標本を抽出する段階の前段階のところで、母集団の情報そのものをかなりつぶさに見ていただいて、相当大的な変化が起きている可能性もありますので、その点だけ十分に注意を払っていただければと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。標本抽出の際の注意事項として、御意見を頂きました。ほかにいかがでしょうか。

○山本専門委員 廣松部会長と西郷委員のお考えと多分同じだと思うのですが、36万事業所足りなくなるとのことで、ここは経済的にどれぐらいの規模なのでしょう。売上高ベースで。多分、格付けできないので、売上高の小さいところではないかという気はしているのですが、念のため、もし分かっていることがありましたら、教えていただければと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 残念ながら、この内容の部分については、分かりません。

○山本専門委員 数としては、商業統計名簿と比べまして、事業所数は増えているのですか。減っているのですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 平成19年の商業統計調査自体、147万ありまして、産業横断的な部分からすると、141万ですので、6万減少しているという部分はあるのですが、一応、商業統計調査自体の結果とすると、19年ベンチマークの147万という状況です。

○山本専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○永井専門委員 母集団情報を、今回、商業統計調査から、経済センサスに変更されるということで、具体的に企業の顔ぶれといいますか、把握する対象企業そのものが変わったとか、あるいは企業数がかなり大幅に変わっているとか、具体的にどういう変更があるのか、お分かりの範囲内でお教えいただきたいというのと、そういう変更をどのように整合性をとられようとしているのか、その2点を伺いたいと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 最初の方の部分として、実際に経済センサス-活動調査の数自体が105万の内訳としまして、実際に卸売業が26万7,000事業所、小売業が78万2,000事業所という状況です。

商業統計調査は、平成19年の147万の内訳が卸売業が33万5,000事業所、小売業は113万8,000事業所という状況です。

したがいまして、あくまでも経済センサス-活動調査の結果の商業統計調査の結果もそうですけれども、主業種格付けをした結果、事業所の数なり、それぞれ販売額でしか分かりませんので、その商業に近いような事業所が他の産業のどこに行っているのかという情報は、残念ながら把握できていない状況です。

○廣松部会長 同時に、平成19年から24年までの5年間の動きというのもありますので、詳細を示すのは難しいかと思いますが、大体、今、説明いただいたような状況のようです。

ほかに何か御質問、御意見はありませんか。

確かに、名簿を変えるわけですから、その結果がどういう形で現われるかは、実際にやってみないと分からないというところがありますが、同時に平成24年の経済センサス-活動調査を用いることによって、6ページの7番にございますように、企業構造情報を利用することができて、企業と事業所の関係はかなり正確に把握することができるという、付随したメリットもあるということです。それゆえ、この母集団情報の変更ということを考えていただいているということだと思います。

変更事項の2と3というのは、密接に関係していると思いますので、2と3の説明を頂いた上で、改めて母集団情報の変更に関する評価を頂きたいと思います。

それでは、変更事項の2、今回、追加する「家電大型専門店」「ドラッグストア」及び「ホームセンター」について、企業を対象に調査を実施する理由は何かということで、aからdまでの論点がありますが、それに関する説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 まず、aの企業を対象に調査を実施する理由は何かということで、今回、調査自体を新しい調査を導入するに際しまして、事前に各業界団体とか企業に対しまして、ヒアリングを実施しております。

その結果、やはり企業単位の調査の方がよいという意見が大勢を占めております。

その理由としては、事業所単位の調査では回答しない事業所が多く出るなど、いわゆる回収率確保が困難なことや、各事業所店舗に回答、負担をかけるよりも、企業として一括回答していただいた方が効率的ということで、やはり、報告者負担の軽減ということを中心に、企業を単位とするような形での調査としております。

また、事業所を単位とした調査自体を企業本社にそれぞれ記入してもらう、いわゆる「本社一括方式」を導入した場合に、やはり傘下の事業所からの部分まで報告をお願いする形になりますので、かなり手間がかかるという現状です。

企業調査の場合ですと、調査票への記入自体、企業全体の数値、いわゆる調査票が1枚で済むことになりますので、とても効率的な形になるということです。

以下を整理しまして、企業調査の優位性ということで、やはり調査結果の精度の向上ということと、報告者負担の軽減、調査の効率性の向上、詳細な調査項目の設定ができるというような利点を考慮した形で企業単位の調査としております。

2点目の報告を求める企業の選定基準についてですけれども、それぞれ3業種ともに、実際の調査結果データを使って、シミュレーションした上で、以下の考え方で選定基準を決定しております。

4点ありまして、業界団体の提案する店舗数とか、販売額のレベルまで、やはり対象となることが望ましい。カバレッジを多くすることが望ましいということです。それと、市場規模のおおむね上位8割をカバーしたいと考えております。さらには、基準自体を明確化した上で、やはり分かりやすく安定的で継続的に調査上の基準となること。4点目としましては、都道府県別表章というものを目的としておりますので、各都道府県ごとに秘匿とならない程度のいわゆる3事業所以上が存在するというレベルをまず一定基準としまして、この考え方に基つきまして、それぞれの3業種の定義づけを行っています。

結果としては、家電大型専門店につきましては、専門店の売場面積が500㎡以上で、さらには10店舗以上有する企業としております。

2点目としまして、ドラッグストアですけれども、ドラッグストア、傘下に50店舗以上有する企業若しくはドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業というものを基準としております。

ホームセンターにつきましては、10店舗以上有する企業若しくはホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業という形で最終的には選定基準、いわゆる定義をかような形にしております。

次に、26年1月分から実施している一般統計調査において「家電大型専門店」「ドラッグストア」「ホームセンター」の結果はどのようになっているかということですが、現状、2月分まで調査を行っておりますが、結果自体はまだ1月分ということで、ここでは1月分のデータを掲載させていただいております。

現状としまして分かる部分とすれば、大型専門店自体、それぞれの業態、構成比が分かるのみで、先ほどもあったように前年同月比は来年の1月分からになりますので、現状では構成比でしか見られません。ただ、大型店の中では、それぞれ情報家電といった形でパソコンとか、そういった部分が情報家電の中に入りますけれども、やはりシェアが大きい、売上げの大きい部分が大型専門店がパソコン等の情報家電、1位が生活家電ですけれども、白物家電といったもの、次に、パソコンといった情報家電が大きな構成を占めております。

ドラッグストアにつきましては、医薬品自体は調剤医薬品とオーバー・ザ・カウンターということで、この医薬品の2つを合わせますと23%ぐらいの構成比になる。次に食品が大きく売れ筋になっているという現状が分かります。

ホームセンターにつきましては、DIY 用具とか素材といったものが大きく構成を占めているということと、次には同様の部分で20.8%として家庭用品、日用品といったものが売上げの1番、2番になっているという現状です。

最後に、dとしまして、全体の大型ドラッグストア、ホームセンターのそれぞれの売上高全体のおおよそ何割をカバーしているかということにつきましてですが、実際にこの設計自体を平成19年商業統計調査結果をもとに当該業種ごとに全体の販売額カバー率が8割以上となるような形で設定しております。

現状、足元24年2月の段階でのそれぞれの割合というのを見ますと、大体各業種とも9割超えている現状です。

これまで、それ以降の部分で企業吸収いわゆる企業合併等が進んで、より以上寡占化されているというような現状から、当初は80%以上をカバーするような形で設計しておりますけれども、足元、現状としては、9割は超えております。裏付けとしまして、それぞれ1、2、3として全体のカバー率というものを計算しております。

簡単ですが以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

今の変更事項の2に関しまして、aからdまでの論点に関して説明を頂きました。

御質問、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○北村委員 aについて伺いますが、事業所ではなく、企業を対象にするということで、最初にヒアリングをした結果、事業所単位の調査では回答しない事業所が多く出てくるということで、企業単位にすれば、1本で済むからということですが、基本的には企業が事業所のデータを集めて集計されると思われるので、その企業にとっての負担というのは同じなのかなと思うのですが、逆にその企業にとっての事業所で出てこないものがあつた場合に、前月と同じ数字にしまえとか、そういうような例えば不正確な情報になってしまうというおそれはないのかということが1点と、それから、最初、この情報は地域情報として非常に重要だという話だったので、ここを出てきている店舗は恐らく必ずしも全国規模でないにしても、ある程度の地域をカバーしているものだとすると、事業所単位での情報というのは、結構重要なのではないかなと思うのですが、それを企業単位でまとめてしまうということのデメリットは考えられておられるのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 先に2点目の部分で申し上げます。地域別の部分につきましては、現状、各企業の本社から企業全体の合計金額ではなしに、各地域別の部分も御報告いただくような形になっておりますので、そこが問題になるのかなということと、そこが1点目の方につながる部分ですが、現状の部分としては、それぞれの企業、POS 情報なり、いろいろな形での電算集計等なっております。

と思うのですが、そういった部分で、基本的には集計自体は負担が逆に少ないのではないかと考えております。

○廣松部会長 今回の地域別の話は、資料2の47ページ以降に、丁の調査票の（案）が出ておりますが、そこには販売額に関しては、都道府県別に記入していただくということになっているようですので、その点に関しての御心配はないように思います。

○北村委員 ただ、ヒアリングの結果、事業所単位の調査では、回答しない事業所が多く出ると書いてあるので、それは少し不安を感じたのですけれども、余り考えなくてもいいということですか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 各団体に企業訪問して、実際に調査の設計前にお話をしたところ、企業の本社から逆に各単体の店舗には行かないでほしいという要望が出ているようです。

そういったことも勘案して、最終的には、逆に店舗によっては、全然手がかからないというような形で、企業本社からの提供ということを望まれているようです。

○北村委員 この方が協力を得やすいという形ですね。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 そういう結果です。

○廣松部会長 ほかに御意見、御質問はありませんか。

今の説明で、最初の変更事項1のところと少し関係しますが、先ほど変更事項の5ページのところで、経済センサス-活動調査の結果について約36万事業所の詳細はよく分からないということでしたが、変更事項2の方の回答の中にあるような数値を見ると、この36万という事業所数は、先ほど山本専門委員がおっしゃったとおり、規模の大きなところではなくて、かなり小さな事業所が漏れていると判断することができると言っていいのでしょうか。私も何とも申し上げかねるところなのですが、少なくともこの変更事項2の、平成19年の商業統計調査の結果ですが、今の基準に基づいて標本を選んでいただくと、結果としてカバー率は90%を超えるという形になっているようですので、36万の事業所はそんなに大きな影響は及ぼしていないのかなというような印象を持ちましたけれども、その辺はいかがでしょうか。

皆さんのお考えというか、印象を伺えればと思います。

○西郷委員 恐らく事業所を調べるよりも、企業の方が効率的に情報を収集できて、なおかつ都道府県別の表章にも問題がないということであれば、そうするのが効率的ではあると思います。

ですから、ここでの判断としては、資料4の8ページになりますか、これで外形的な基準を決めたわけですね。これを調査対象とすると。ここから漏れる分があるわけです。その大きさが商業動態統計調査の目的に照らして、無視していいサイズだといえるのかどうかということだと思うのです。

先ほどの量的な回答では、漏れるものはあるけれども、9割以上のカバレッジがある。商業動態統計調査というのは月々の販売額の変化という、時系列的な変化を追うというの

が、本来的な目的なのであって、そうすると、月々の変化あるいはトレンド等が追えるということであれば、10%未満のカバレッジのロスというのですか、カバーし切れていない部分というのは、調査効率の点に鑑みてやむを得ないだろうという判断をなされたということだと。それをこの部会で承認できるかということだと思えます。

○廣松部会長 今、西郷委員にまとめていただいたようなことだと正に思います。

それでは、時間の関係もごさいますので、先ほど申しましたとおり、②の報告を求める者の変更事項に関しまして、一通り説明いただいた御議論を済ませたいと思います。

変更事項の3、報告を求める者について、丁調査において、報告を求めるものとなった企業の当該業種の傘下の事業所が乙調査及び丙調査の調査対象から除外するという事です。

これに関してaとbという論点がありますが、これに関して説明をお願いいたします。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 それでは、説明いたします。

まず、aの方で、どの程度報告を求める者の数が削減されるのかということです。まず、1ポツとしまして、現行の商業動態統計調査の対象名簿で24年の経済センサス-活動調査の名簿と名寄せいたしまして、その除外候補数というのは、各数ですけれども、丙と乙に分けております。丙調査の除外候補数というのは、まず、家電大型専門店では39事業所、ドラッグストアでは11事業所、ホームセンターでは319事業所、コンビニエンスストアは該当はなしということで、トータル370事業所となっています。

乙調査ですけれども、この除外候補数というのは、家電大型専門店が293事業所、ドラッグストアが129事業所、ホームセンターが298事業所、コンビニエンスストアが197事業所という結果となっております。

なお、24年の経済センサス-活動調査に基づく対象の選定自体は、平成26年度外部委託事業で標本設計を行う関係で、申し訳ございません、この部分を部会ではお示しすることはできない状況です。

1点目は以上でございまして、2点目の丁調査において報告を求める者となった企業の傘下の事業所数はどの程度あるのかの部分ですけれども、直近の専門量販店販売統計調査の結果と商業動態統計調査の結果を突き合わせた結果、これは26年1月分の確報値同士でございまして、コンビニエンスストアにつきましては、現在、12企業で5万384事業所、家電大型専門店では、24企業に対して傘下の部分というものが2,440事業所、ドラッグストアにつきましては、67企業に対しまして、傘下が1万2,709事業所、ホームセンターにつきましては、52企業に対して4,032事業所という結果となっております。

トータルしますと、全体で155企業、7万弱の事業所が傘下にぶら下がっている状況です。

簡単ですが、以上でございまして。

○廣松部会長 ありがとうございます。

では、変更事項3に关します今の説明に关しまして、御質問、御意見をいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

示された数値を見ますと、丁調査の企業単位でその傘下の事業所を見たときに、大体7万事業所ぐらいまではカバーできるということのようですが、一方で、乙及び丙の方から除外されるのが、丙調査の370、乙調査の方は全部加えると幾つぐらいになりますか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 全体で917になります。

○廣松部会長 それらの事業所が除外されるのでしょうか。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 はい。追加させていただきますと、丙調査の重複分が全体で、実際には369ということで、現行の丙調査、5,300に対して、369、約7%ぐらいのシェアです。乙調査の分については、1万2,500がサンプル数でございます。そのうち、917ですので、こちらも7.3%ぐらいに該当する。全体としては1割に満たない部分です。

○廣松部会長 逆に言うと、重複しているものが意外に少ない印象を受けます。今回、新しく3業種を丁調査の中を含めるということによって、それだけ、今までこの部分、うまく捉えられていなかったものが把握できるようになるとも評価できると思ひます。

この変更事項3に关しましては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 それでは、審査メモの「②報告を求める者」に关しまして、アからウまで変更事項が3つありました。それぞれに关して、個別論点ごとに調査実施者の方から説明を頂きましたが、全体と致しまして、この変更の計画に关しまして、御意見はありませんか。

確かに、母集団名簿が大きく変わるということに关して、これまでの調査結果との整合性というか、継続性がどのようになるか、少し心配なところもありますが、今回の計画に基づいて、標本抽出をやっていただいた場合に、大体この3つの業種に关しては90%以上のカバー率、90%以上の売上高がカバーできるということのようですので、標本調査としては、それなりの精度を確保できるという計画ではないかと思ひます。

この点に关しまして、ほかに全体を通じて御意見等はありませんか。

特によろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 それでは、この審査メモで参りまして、商業動態統計調査の変更のうち「②報告を求める者」の変更1、2、3に关しまして、適当という御判断を頂いたということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この変更事項に关しまして、適当という御判断を頂いたと結論付けたいと思

います。

本日は、審査メモでまいりますと、調査対象の範囲、具体的には、丁調査、これは企業調査ですが、新たに「家電大型専門店」「ドラッグストア」及び「ホームセンター」を調査対象業種に追加するという点に関して、適当と御判断を頂きました。

また「②報告を求める者」の変更事項1～3に関しても、特に御反対の意見はなく、適当と御判断を頂きました。

あと、1つだけ気になったのは、先ほど、最初に永井専門委員がおっしゃったネット販売の件ですが、これは今回の計画には特に明示的に含まれておりませんが、もし可能でしたら、将来の計画という形で構わないと思いますので、調査実施者の方からそれについてのお考えを次回お聞かせいただければと思います。

○間中経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室長 承知しました。

○廣松部会長 よろしくお願ひいたします。

それでは、本日、少し予定よりも早目ではございますが、以上、審査メモのうちの調査対象の範囲及び報告を求める者の変更に関しては、それぞれ適当という御判断を頂いたということにしたいと思ひます。

とりあえず、本日は、予定をしておりました議事は以上でございます。

時間がまいりましたので、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

最後に、皆様方にお願ひでございますが、本日の議論につきまして、後ほどお気付きの点等がございますれば、時間が短くて恐縮でございますが、4月9日水曜日までに、事務局まで電子メール等により御連絡を頂ければ幸ひでございます。

間に合うようであれば、次回に調査実施者の方にそれについての回答の準備をしていただきたいと思います。

それでは、次回の部会日程等について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）副統計審査官 次回の部会ですが、2週間後、4月18日金曜日、時間は同じ13時から、場所も今回と同じ、新宿区若松町の総務省第2庁舎6階特別会議室で開催することを予定しております。

先ほど、部会長からのお願いにもございましたが、お気付きの点、次回の部会において必要な資料等ありましたら、4月9日までに事務局までメール等適宜の方法にて御連絡を頂ければ幸ひです。

本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても審議資料として利用しますので、大変お手数ではありますが、忘れずにお持ちいただけるようお願いいたします。

なお、委員、専門委員におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、席上にそのまま置いていただければ、事務局において保管の上、次回部会において席上にお配りさせていただきます。よろしくお願ひいたします。以上です。

○廣松部会長 では、本日の部会はこれで終了いたします。

どうも御協力ありがとうございました。